

5路政課6186号

令和6年3月1日

特殊車両通行許可申請者様

相模原市都市建設局土木部

路政課長

特殊車両通行許可申請に関する電子申請の利用について（依頼）

日頃から、本市道路行政の円滑な推進につきましては、格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、相模原市ICT総合戦略に基づき、紙からデジタルへ転換し、ICTにより手続が完結するよう、各行政手続きにおいても電子申請の利用を促進しています。

現在、特車車両通行許可の申請においては、書面による窓口や郵送での申請が大多数となっていますが、電子申請により、書類の準備の時間を削減でき、申請のため窓口に出向く必要や窓口の開庁時間を気にする必要がなくなり、ペーパーレスによるオフィスの省スペース化の実現が図られるなどのメリットが多数あります。

つきましては、特殊車両通行許可の申請に、電子申請を御活用いただきたく、別紙のとおり御案内いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上

都市建設局土木部路政課

担当 澤田 村上

電話 042(769)8359

FAX 042(754)8490

E-mail rosei@city.sagamihara.kanagawa.jp

別紙

◆主な特殊車両通行許可受付システムについて

- ① 通行経路で一部でも国が管理する道路（直轄国道）を通行する場合
「特殊車両通行申請手続き（申請先：国土交通省）」

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

- ② 国の審査が不要となる道路を通行する場合

「自治体申請システム（申請先：都道府県または政令市）」

https://www.tokusya2.ktr.mlit.go.jp/jichitai_sinsei/